⑹　その他

①　本工事は、競争参加資格確認申請により資格が確認された競争参加希望者のうち、技術提案書及び工事費内訳書の提出を行った者（以下「技術提案者」という。）と交渉を行い、それらの内容を総合的に評価して２次審査を受ける技術提案者を選定し、次に詳細工事費内訳書を受け付け、交渉を行った後、価格と価格以外の要素を総合評価して落札者を決定する総合評価方式を併用した技術提案価格交渉方式（複数者交渉タイプ）の適用工事である。

②　本工事は、技術提案に基づいた実施設計付き工事である。

③　技術提案の範囲は、以下のとおりとする。

・提案を求める工事目的物は、鋼製橋脚、鋼製桁及び床版とし、平面線形、縦断線形及びスパン割の変更を伴わない範囲とする。

・架設工法については、技術提案の範囲とする。

2　競争参加資格

⑴　首都高速道路株式会社契約規則実施準則（平成23年準則第１号）第73条の規定に該当しない者であること。

⑵　首都高速道路株式会社における鋼橋工事に係る競争参加資格の認定（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、首都高速道路株式会社における鋼橋工事に係る競争参加資格の再認定）を受け、当該認定（再認定）の際に客観的事項（共通事項）について算定した点数（経営事項評価点数）が、1,150点以上である単体又は1,150点以上である代表者と1,100点以上である構成員で構成された２者の共同企業体であること。

⑶　平成13年度以降に、以下に掲げる要件を満たす工事を完工した実績を有すること。なお、共同企業体の構成員（代表者を含む。以下同じ。）としての実績は、出資比率20%以上の場合のものに限る。

①　単体又は共同企業体の代表者となる構成員については、以下に掲げる要件を満たす工事を完工した実績を有すること。

・最小曲線半径250m以下の連続ＲＣ床版箱桁橋の工場製作及び架設（歩道橋を除く。）

②　共同企業体の代表者以外の構成員については、以下に掲げる要件を満たす工事を完工した実績を有すること。

・連続ＲＣ床版箱桁橋の工場製作及び架設（歩道橋を除く。）

⑷　現場代理人、次に掲げる基準を満たす専任の主任技術者又は専任の監理技術者、設計管理技術者及び設計照査技術者（以下「配置予定技術者」という。）を契約締結日の翌日までに本工事に配置できること。なお、主任技術者又は監理技術者は、現場着手日の前日までの期間については、必ずしも専任を要しない。現場着手は、平成24年11月30日（金）を予定している。

①　主任技術者については、以下のア～ウのいずれかの要件とエを満たすこと。

ア　建設業法（昭和24年法律第100号）第27条及び建設業法施行令（昭和31年政令第273号）第27条の３の規定による技術検定のうち、１級土木施工管理に関する検定種目に合格した者（以下「１級土木施工管理技士」という。）

イ　技術士法（昭和58年法律第25号）第６条及び技術士法施行規則（昭和59年総理府令第５号）第11条の規定による第二次試験のうち、建設部門に合格し、かつ、同法第32条の規定により技術士登録簿に登録を受けた者（以下「技術士（建設部門）」という。）

ウ　ア、イと同等以上の資格を有するものと国土交通大臣が認定した者

エ　平成13年度以降に専任の主任技術者、専任の監理技術者又は現場代理人として、以下に掲げる全ての要件を満たす工事を完工した実績を有すること。ただし、同一工事で全ての要件を有する必要はない。

・技術提案書で提案された架設工法による架設

ただし、全ての工法での実績を有さない場合は、主たる工法による実績とする。なお、主たる工法とは、現場での架設期間が最も長い工法とする。

・最小曲線半径250m以下の連続ＲＣ床版箱桁橋の架設

・市街地（ＤＩＤ相当）における、鋼橋の架設（歩道橋を除く。）

ＤＩＤとは、人口密度4,000人／㎢以上で5,000人以上が集まっている地域である。（以下同じ。）

②　監理技術者については、以下のア～ウの全ての要件を満たすこと。

ア　建設業法第26条第２項に規定する技術者であり、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者であること。

イ　以下のいずれかの資格取得者又は認定された者であること。

１）１級土木施工管理技士

２）技術士（建設部門）

３）１）、２）と同等以上の資格を有するものと国土交通大臣が認定した者

ウ　平成13年度以降に専任の主任技術者、専任の監理技術者又は現場代理人として、以下に掲げる全ての要件を満たす工事を完工した実績を有すること。ただし、同一工事で全ての要件を有する必要はない。

・技術提案書で提案された架設工法による架設

ただし、全ての工法での実績を有さない場合は、主たる工法による実績とする。なお、主たる工法とは、現場での架設期間が最も長い工法とする。

・最小曲線半径250m以下の連続ＲＣ床版箱桁橋の架設

・市街地（ＤＩＤ相当）における、鋼橋の架設（歩道橋を除く。）

③　専任の主任技術者又は専任の監理技術者が、提案する全ての架設工法の実績を有さない場合は、その架設工法の施工期間中、以下の要件を満たす専任の技術者を配置すること。

・専任の主任技術者又は専任の監理技術者が実績を有さない架設工法による架設を、平成13年度以降に、専任の主任技術者、専任の監理技術者又は現場代理人として、完工した実績

④　設計管理技術者及び設計照査技術者は、以下のア～ウのいずれかの要件とエを満たすこと。

ア　技術士（建設部門（選択科目を「鋼構造及びコンクリート」とした者に限る。））の資格を有する者

イ　ＲＣＣＭ（専門技術部門が鋼構造及びコンクリート部門）の資格を有する者

ウ　ア、イと同等以上の資格を有するものと国土交通大臣が認定した者

エ　平成13年度以降に設計管理技術者又は設計照査技術者として、以下に掲げる要件を満たす業務実績を有すること。

・最小曲線半径250m以下の連続ＲＣ床版箱桁橋の設計

⑸　本工事に係る設計業務等の請負者又は当該請負者と資本若しくは人事面において関連がある建設業者でないこと。

⑹　共同企業体を構成する場合においては、各構成員が次に掲げる事項を全て満たしていること。

①　本工事に対応する建設業法の許可業種につき、許可を有しての営業年数が５年以上であること。ただし、相当の施工実績を有し、確実かつ円滑な共同施工が確保できると認められる場合においては、許可を有しての営業年数が５年未満であってもこれを同等として取り扱うことができるものとする。

②　本工事に対応する建設業法の許可業種に係る監理技術者又は国家資格を有する主任技術者を工事現場に専任で配置することができる者であること。

③　共同企業体すべての構成員が、均等割の10分の６以上の出資比率であること。

④　共同企業体の代表者は、構成員の中で最大の施工能力を有する者であって、その出資比率が構成員中最大であること。

⑺　申請書の提出期限の日から開札までに、首都高速道路株式会社から競争参加停止措置準則（平成17年準則第22号）に基づく競争参加停止を受けていないこと。